



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 JFE 東日本ジーエス

購読料 (前納)
1年 10,800円
1箇月 900円

目 次

条 例

- ◇川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例 (第3号) 4
- ◇川崎市特別会計条例の一部を改正する条例 (第4号) 5
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第5号) 5
- ◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例 (第6号) 6
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第7号) 6
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第8号) 9
- ◇川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (第9号) 9
- ◇川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (第10号) 13
- ◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (第11号) 13
- ◇川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例 (第12号) 15
- ◇川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (第13号) 15
- ◇川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (第14号) 15
- ◇川崎市基金条例の一部を改正する条例 (第15号) 16
- ◇川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例 (第16号) 16

規 則

- ◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (第5号) 16
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に

- 関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第6号) 17
- ◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (第7号) 18
- ◇政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第8号) 18
- ◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則 (第9号) 19
- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第10号) 27
- ◇川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則 (第11号) 29
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (第12号) 30
- ◇川崎市職員の教育職給料表の適用を受ける職員の給料の切替えの特例に関する規則等を廃止する規則 (第13号) 30
- ◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (第14号) 30
- ◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則 (第15号) 32
- ◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第16号) 32
- ◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (第17号) 32
- ◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則 (第18号) 33
- ◇川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (第19号) 33
- ◇川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第20号) 45
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則 (第 21 号).....	45	◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則 (第 39 号).....	85
◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則 (第 22 号).....	57	◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (第 40 号).....	85
◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則 (第 23 号).....	57	◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第 41 号)	86
◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (第 24 号).....	58	訓 令	
◇川崎市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (第 25 号).....	62	◇川崎市事務決裁規程等の一部を改正する訓令 (第 1 号)	86
◇川崎市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (第 26 号).....	68	◇川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令 (第 2 号)	88
◇川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第 27 号)	70	◇川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令 (第 3 号).....	92
◇川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (第 28 号)	70	上下水道局規程	
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第 29 号)	73	◇川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程 (第 1 号)	92
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第 30 号)	73	◇川崎市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程 (第 2 号)	92
◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (第 31 号).....	73	◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程 (第 3 号)	93
◇川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第 32 号).....	73	◇川崎市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程 (第 4 号)	95
◇川崎市都市緑地法施行細則の一部を改正する規則 (第 33 号).....	74	◇川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程 (第 5 号)	95
◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (第 34 号).....	77	◇川崎市上下水道局職員寮管理規程の一部を改正する規程 (第 6 号)	96
◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則 (第 35 号).....	78	◇川崎市上下水道局企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程 (第 7 号).....	96
◇危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則 (第 36 号).....	81	◇川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程 (第 8 号).....	96
◇川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (第 37 号)	85	◇川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程 (第 9 号)	98
◇川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則 (第 38 号).....	85	◇川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程 (第 10 号).....	101
		◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程 (第 11 号)	104
		◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程 (第 12 号)	104

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第20号

川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第21号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 開発行為等に関する工事公害の防止等(第61条・第62条)」を「第5節 開発行為等に関する工事公害の防止等(第61条・第62条)」

第6節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止(第62条の2～第62条の18)」

に改める。

第5章に次の1節を加える。

第6節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止

(石綿含有建築材料)

第62条の2 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1パーセントを超えるものとする。

- (1) 吹付け石綿
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 石綿を含有する板状に成形された建築材料(前号に掲げるものを除く。以下「石綿含有成形板」という。)

(事前調査における調査事項)

第62条の3 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿含有建築材料の使用の有無
- (2) 石綿含有建築材料が使用される場合にあっては、その種類並びに種類ごとの使用面積及び使用箇所(事前調査の方法)

第62条の4 条例第67条の2第1項の規定による調査は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 設計図書その他の資料の確認
- (2) 目視による確認

2 解体等作業を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、前項各号に掲げる方法によっては建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができないときは、市長が別に定める方法により、当該建築物等の建築材料の一部を試料として採取し、当該試料中の石綿の含有の状況を分析することにより前条各号に掲げる事項について調査を行うものとする。ただし、解体等作業を伴う建設工事を施工するに当たり、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとして石綿の飛散の防止の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(事前調査結果の保存を要する建設工事)

第62条の5 条例第67条の2第2項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 石綿含有建築材料(石綿含有成形板を除く。)が使用されている建築物等の解体等作業を伴う建設工事
- (2) 石綿含有成形板が使用されている建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事
- (3) 石綿含有建築材料が使用されていない建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事(事前調査結果の保存期間)

第62条の6 条例第67条の2第2項に規定する規則で定める期間は、建築物等の解体等作業が完了した日から起算して3年間とする。

(事前調査結果の届出を要する建設工事)

第62条の7 条例第67条の2第3項に規定する規則で定める建設工事は、第62条の5第1号又は第2号に掲げる建設工事とする。

(事前調査結果届出書)

第62条の8 条例第67条の2第3項又は第4項の規定による届出は、事前調査結果届出書(第25号様式の2)により行うものとする。

(周辺住民への周知)

第62条の9 条例第67条の3第1項の規定による表示は、縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。

2 前項に規定する掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 石綿含有建築材料の種類
- (3) 石綿含有建築材料の使用の有無について調査を行った年月日

3 条例第67条の3第1項の規定による表示は、特定排出等工事の期間中、行わなければならない。

4 条例第67条の3第2項に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が石綿排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをいう。

(作業実施基準)

第62条の10 条例第67条の4第1項の作業実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有成形板を除去するか、又は石綿の飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

ア 特定排出等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。

イ 石綿含有成形板を湿潤化して除去すること。

ウ 原則として手作業により原形を保ったまま除去すること。

- (2) 石綿含有成形板が使用されている建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事にあっては、当該石綿排出等作業の期間中、次に掲げる事項を記載した縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を、公衆の見やすい箇所に設置すること。

ア 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 石綿排出等作業の実施の期間

ウ 石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容

エ 現場責任者の氏名及び連絡先

(実施の届出を要しない石綿排出等作業)

第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める石綿排出等作業は、石綿含有建築材料(石綿含有成形板に限る。)が使用されている建築物(当該建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事に係るものに限る。)の解体の作業であって当該石綿含有成形板の使用面積の合計が500平方メートル以上であるもの以外のものとする。

(石綿排出等作業実施届出書)

第62条の12 条例第67条の5第1項又は第2項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書(第25号様式の3)により行うものとする。

2 条例第67条の5第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出等作業の工程を明示した特定排出等工事の工程の概要
- (3) 注文者の氏名又は名称
- (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先
- (5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合には、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

(石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者)

第62条の13 条例第67条の6第1項に規定する規則で定める事業者は、作業に係る石綿含有建築材料(石綿含有成形板を除く。)の使用面積の合計が50平方メートル以上であるものを伴う特定排出等工事を施工する事業者とする。

(石綿濃度測定計画届出書)

第62条の14 条例第67条の6第1項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書(第25号様式の4)により行うものとする。

(石綿の濃度の測定)

第62条の15 条例第67条の6第2項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法(平成元年環境庁告示第93号)別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。

2 前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び地点により行うものとする。

(石綿濃度測定結果報告書)

第62条の16 条例第67条の6第2項の規定による報告は、石綿濃度測定結果報告書(第25号様式の5)により行うものとする。

(作業完了報告書)

第62条の17 条例第67条の7の規定による報告は、作業完了報告書(第25号様式の6)により行うものとする。

(特定排出等工事を施工する事業者等の公表)

第62条の18 条例第67条の10第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 違反の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第72条の見出し中「処理対策」の次に「及び管理」を加え、同条第1項第3号中「当たっては」の次に「、あらかじめ、当該処理対策の方法等について周辺住民への周知に努めるとともに」を加え、同条第2項中「応急の処理対策」を「管理」に、「対策、拡散を防止する対策等」を「ために必要な管理及び拡散を防止するために必要な管理」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「処理対策」の次に「及び前項に規定する管理」を加え、同条第5項中「第82条第3項」を「第82条第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 条例第82条第3項に規定する書面は、汚染土壌等管理実施計画書(第30号様式の2)とする。

第72条の次に次の1条を加える。

(土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における汚染土壌等の管理)

第72条の2 条例第82条の3第1項に規定する規則で定める管理は、汚染土壌又は地下水の人による摂取を防止するために必要な管理及び拡散を防止するために必要な管理とする。

2 前項に規定する管理は、市長が別に定める方法により実施するものとする。

3 条例第82条の3第2項に規定する書面は、汚染土壌等管理実施計画書とする。

別表第11備考第1項中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

様式目次中

25	開発行為等に関する工事調書	第62条第1項
----	---------------	---------

を

25	開発行為等に関する工事調書	第62条第1項 第62条の8
25の2	事前調査結果届出書	
25の3	石綿排出等作業実施届出書	第62条の12 第62条の14
25の4	石綿濃度測定計画届出書	第62条の16 第62条の17
25の5	石綿濃度測定結果報告書	
25の6	作業完了報告書	

に、

30	汚染土壌等処理対策実施計画書	第72条第4項 第72条第5項
31	汚染土壌等処理対策実施報告書	

を

30	汚染土壌等処理対策実施計画書	第72条第4項
30の2	汚染土壌等管理実施計画書	第72条第5項 第72条の2第3項
31	汚染土壌等処理対策実施報告書	第72条第6項

に改める。

第25号様式の次に次の5様式を加える。

第25号様式の2

事前調査結果届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の2第3項又は第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定排出等工事の名称			
特定排出等工事の場所			
特定排出等工事の期間	年 月 日～ 年 月 日		
特定排出等工事の対象床面積	m ²		
事前調査実施日	年 月 日～ 年 月 日		
石綿含有建築材料の種類及び使用面積	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿 _____ m ² <input type="checkbox"/> 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材 _____ m ² 合計 _____ m ² <input type="checkbox"/> 石綿含有成形板 _____ m ² (詳細は付表のとおり)		
建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物	構造・階数	
		建築年月日	
	<input type="checkbox"/> その他工作物		
注文者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称		
	電話番号		
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	氏名		
	電話番号		
他の者に事前調査を委託した場合は、その者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称		
	電話番号		
連絡先	担当部署		
	担当者氏名		
	電話番号		

備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記載してください。
2 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができます。

付表

	使用箇所	建材の種類	使用面積 (㎡)	事前調査の方法	
				条例施行規則第62条の4	
吹付け石綿				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
			<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書	
	合計				
石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
			<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書	
	合計				
石綿含有成形板				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
				<input type="checkbox"/> 第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第1項第2号
				<input type="checkbox"/> 第2項本文	<input type="checkbox"/> 第2項ただし書
	合計				

- 備考 1 特定排出等工事の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び石綿含有建築材料の使用箇所を記入してください。
- 2 指定記入欄で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に表記されているものとします。

第25号様式の3

石綿排出等作業実施届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の5第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定排出等工事の名称			
特定排出等工事の場所			
石綿排出等作業の実施の期間	年 月 日～ 年 月 日		
石綿含有建築材料の種類及び使用箇所	見取図のとおり		
石綿含有建築材料の使用面積	㎡		
石綿排出等作業の方法	別紙のとおり		
石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物	構造・階数	
		床面積	㎡
	<input type="checkbox"/> その他工作物		
参 考 事 項	注文者の氏名又は名称		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先		
	氏名		
	電話番号		
	下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先		
	氏名		
	電話番号		
連絡先	担当部署		
	担当者氏名		
	電話番号		

- 備考 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。
- 2 特定排出等工事の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び石綿含有建築材料の使用箇所を記入してください。
- 3 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではありませんが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の12第2項第1号に規定する事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなします。
- 4 見取図の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。

別紙

石綿排出等作業の方法

石綿含有成形板の処理方法		
使用する資材及びその種類		
その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法		
掲 示 板	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	見取図のとおり

- 備考 1 この様式は石綿排出等作業ごとに作成してください。
- 2 その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の10第1号に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容等を記載してください。
- 3 幕等の設置状況、湿潤化及び手作業の実施状況を示す見取図を添付してください。見取図は、主要寸法を記入してください。

第25号様式の4

石綿濃度測定計画届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定排出等工事の名称		
特定排出等工事の場所		
石綿含有建築材料の使用面積		m ²
石綿排出等作業の開始前	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の場所	石綿排出等作業の場所：見取図のとおり
	及び測定実施予定年月日	石綿排出等作業の実施期間（実作業日数）： 年 月 日～ 年 月 日（ 日） 年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり
石綿排出等作業の完了後	測定実施予定年月日	年 月 日
	測定の場所	見取図のとおり
測定をする者の氏名又は名称及び連絡先		氏名又は名称 電話番号
連絡先		担当部署 担当者氏名 電話番号

- 備考 1 2回以上濃度測定を行わなければならない場合には、石綿排出等作業の期間中の欄に測定実施予定年月日を全て記入してください。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

第25号様式の5

石綿濃度測定結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第2項の規定により、次のとおり報告します。

特定排出等工事の名称	
特定排出等工事の場所	
石綿排出等作業の実施期間（実作業日数）	年 月 日～ 年 月 日（ 日）
石綿濃度測定の結果	別添のとおり
石綿濃度測定計画届出年月日	年 月 日
測定をした者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号

- 備考 1 大気中の石綿濃度の測定結果、測定位置図及び測定状況の記録を添付してください。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。

第25号様式の6

作業完了報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の7の規定により、次のとおり報告します。

特定排出等工事の名称	
特定排出等工事の場所	
石綿排出等作業の完了年月日	年 月 日
作業実施計画と実際の作業の相違点	
作業実施届出日	<input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施届出 年 月 日 <input type="checkbox"/> 石綿排出等作業実施届出
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号

- 備考
- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記載してください。
 - 2 実施した石綿排出等作業の工程の概要及び作業中の状況を確認できる書類（写真など）を添付してください。
 - 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。

第 28 号様式及び第 29 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 30 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

恒久対策（対象地内対策）

恒久対策（対象地外対策）

処理期間中の対策

応 急 の 対 策

」

を

「

汚染の除去（対象地内対策）

汚染の除去（対象地外対策）

その他の対策

処理期間中の対策

」

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第30号様式の2

汚染土壌等管理実施計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（第82条第3項、第82条の3第2項）の規定により、次の対象地について汚染土壌等の管理を実施しますので、その計画を次のとおり提出します。

名 称		
所 在 地		
汚 染 土 壌 等 の 管 理 の 種 類	<input type="checkbox"/> 人 による 掘 取 防 止 対 策	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 汚 染 土 壌 の 拡 散 防 止 対 策	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 地 下 水 の モ ニ タ リ ン グ	実施計画の内容は別添のとおり
	<input type="checkbox"/> 汚 染 地 下 水 の 拡 散 防 止 対 策	実施計画の内容は別添のとおり

備考 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。

第31号様式中「あて先」を「宛先」に、「第82条第3項」を「第82条第4項」に、

「

<input type="checkbox"/> 恒久対策 (対象地内対策)
<input type="checkbox"/> 恒久対策 (対象地外対策)
<input type="checkbox"/> 処理期間中の対策
<input type="checkbox"/> 応急の対策

」

を

「

<input type="checkbox"/> 汚染の除去 (対象地内対策)
<input type="checkbox"/> 汚染の除去 (対象地外対策)
<input type="checkbox"/> その他の対策
<input type="checkbox"/> 処理期間中の対策

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、別表第11の 改正規定は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

川崎市市長 阿部孝夫

川崎市規則第22号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市保健所長委任規則(昭和29年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号(2)中「第5条の2第2項」を「第6条第2項」に改め、「許可業者の」を削り、同号(3)を次のように改める。

(3) 条例第7条第1項の規定による営業区域又は1日当たりの取扱数量の変更の承認に関すること。

第1条第2号に次のように加える。

- (4) 条例第7条第2項の規定による取扱品目又は1日当たりの取扱数量の変更の承認に関すること。
- (5) 条例第8条の規定による氏名等の変更の届出を受理すること。
- (6) 条例第9条の規定による営業の廃止、休止又は再開の届出を受理すること。
- (7) 条例第11条の規定により必要な措置を講ずるよう指示すること。
- (8) 条例第12条の規定により営業の許可を取り消し、及び営業の停止を命ずること。

第1条第6号(8)を削り、同号(9)中「第11条」を「第10条」に改め、同号(9)を同号(8)とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

川崎市市長 阿部孝夫

川崎市規則第23号

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則

川崎市興行場法施行細則(昭和47年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表)中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(裏)中「いす席」を「椅子席」に、

「

喫煙所	各階設置・一部禁煙 (階)・全館禁煙				
	階	階	階	階	合計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

」

を

「

喫煙所	有 (階)・無	
	壁、仕切り等の構造	
	常時開放された開口部	有 ・ 無
	気流を生じさせる設備	
煙排出設備		

」